

町職員の事務服貸与について

質問者 奥 泉 淳 広

町の一般事務職員には事務服の上着が貸与されている。これは正規職員に勤務用のブレザーを貸与するものであるが、一方で会計年度任用職員は私服で窓口業務を行っている。

事務服の貸与は、行財政改革における経費削減として廃止している自治体が多い。住民目線の行政サービスのため、貴重な税金は直接的な行政サービスに向けるよう事務服の貸与を見直し、経費削減に努めるべきと考えるが町長の所見を伺う。